

第7回原子力委員会定例会議議事録（案）

1. 日 時 2005年2月22日（火）10：30～11：50

2. 場 所 中央合同庁舎第4号館7階 共用743会議室

3. 出席者 近藤委員長、齋藤委員長代理、木元委員、町委員、前田委員
内閣府

戸谷参事官、後藤企画官、犬塚参事官補佐
文部科学省

原子力規制室 青木室長、黒村安全審査企画官、長谷川係長
経済産業省

電力ガス事業部政策課 吉野企画官

原子力安全・保安院核物質防護対策室 野田室長

原子力安全・保安院企画調整課 和田政策企画官

4. 議 題

- (1) 前回議事録の確認
- (2) 武藏工業大学原子炉研究所の原子炉設置変更〔使用済燃料の処分の方法の変更〕について（諮問）（文部科学省）
- (3) 原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律案について（経済産業省）
- (4) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案について（経済産業省）
- (5) その他

5. 配布資料

資料1-1 武藏工業大学原子炉研究所の原子炉設置変更〔使用済燃料の処分の方法の変更〕について（諮問）

資料1-2 武藏工業大学原子炉研究所の原子炉設置変更（使用済燃料の処分の方法の変更）の概要について

資料2-1 原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積

立て及び管理に関する法律案について

- 資料 2-2 原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律案について
- 資料 2-3 原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律
- 資料 2-4 原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律案について（案）
- 資料 3-1 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案
- 資料 3-2 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案
- 資料 3-3 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案要綱
- 資料 3-4 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律
- 資料 3-5 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律案新旧対象条文
- 資料 3-6 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案参考条文
- 資料 3-7 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案について（案）
- 資料 4 第6回原子力委員会定例会議議事録（案）
- 資料 5 原子力委員会 長計についてご意見を聞く会（第21回）の開催について

6. 審議事項

（1）前回議事録の確認

事務局作成の資料4の第6回原子力委員会定例会議議事録（案）が了承された。

（2）武藏工業大学原子炉研究所の原子炉設置変更〔使用済燃料の処分の方法の変更〕について（諮問）（文部科学省）

標記の件について、黒村安全審査企画官より資料1-1及び1-2に基づき説明があり、以下のとおり質疑応答があった。

(齋藤委員長代理) 資料1-1の2ページに「研究用原子炉の解体に伴い」とあるが、解体届けは提出されているのか。

(黒村安全審査企画官) すでに提出されている。

(齋藤委員長代理) 1. の平和利用のところに「原子炉の使用の目的を変更するものではない」とあるが、廃炉するのに「原子炉の使用の目的」を変更しないことに若干違和感がある。

(黒村安全審査企画官) 廃炉の場合は、使用の目的の変更等の設置変更を行わないでの、そのように説明している。

(齋藤委員長代理) 2. の長計(原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画)の引用の中に「高濃縮度ウラン燃料」とあるが、本案件の場合は低濃縮度ではないか。

(黒村安全審査企画官) 約20%であり、通常の軽水炉に比べると高濃縮である。

(齋藤委員長代理) 研究炉の場合、高濃縮度は90~93%、中濃縮度は45%、低濃縮度は20%未満を言い、意味が違う。

原子炉等規制法(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律)の改正により廃止措置規制が整備されるが、研究炉についても「試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則」を改正して対応していくのか。

(黒村安全審査企画官) 研究炉についても軽水炉と同様に、今までの解体届けではなく、廃止措置計画を提出していただき、認可するという形になっていく。

(近藤委員長) 廃止届けは認可行為であり、原子力委員会の答申の対象ではない。また、今回の原子炉等規制法の改正の後、研究炉と発電用原子炉について同様の省令ができるだろう。

(齋藤委員長代理) 今後両者が整合するように整備していただきたい。

(前田委員) 第1項第1号の平和利用のところに、「米国に移転された当該使用済燃料の利用は、日米協定に基づき米国において平和目的に限って行われる」とあるが、そのまま処分することも平和目的の利用になるのか。

(黒村安全審査企画官) 日米協定に基づいて移転されたものは、核爆発等に

使用されることはないという趣旨である。

(前田委員) 処分でも平和目的の利用であると理解した。参考に今回の使用済燃料の量を教えていただきたい。

(黒村安全審査企画官) ウラン量として、アルミニウム被覆燃料要素は約12キログラム、ステンレス被覆燃料要素は約15キログラムである。

(木元委員) 原子力委員会は平和利用の番人と言われるように、やはり前田委員が質問された平和利用のところが気になる。日米協定に基づき平和利用されるとあるが、移転後どのように利用されたという事後報告は来るのか。

(黒村安全審査企画官) 協定に基づき、お互いに毎年度報告していると記憶している。

(木元委員) 気になる人がいると思うので、行き先がきちんと追跡できると思う。

(斎藤委員長代理) 他の研究炉の使用済燃料の前例があるので、実際どこまで把握できるかがわかると思う。

(近藤委員長) それは協定上の約束の限りにおいてということ。ところで、今回これを米国が引き受ける理由は何か。例えば3%の濃縮ウランであれば引き受けないと思うが。

(黒村安全審査企画官) 米国起源のものであるためではないかと思う。従来から、米国から借りたり購入したりして使用したウラン燃料を米国に変換している。

(木元委員) 2ページの1.には「日米協定に基づき米国に移転」、2.の長計の引用には「米国への期限内の返還」とあり、「移転」と「返還」はやや異なるのが気になるが、やはり「返還」するというイメージかと思う。

(近藤委員長) 本諮問については、不明なところは今後勉強させていただき、適切な時期に意見をとりまとめることとしたい。

(3) 原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律案について（経済産業省）

標記の件について、吉野企画官より資料2-1から2-3に基づき説明があり、以下のとおり質疑応答があった。

(町委員) 積立金の資金管理法人は営利を目的にしないということだが、利

息を得るなどの資金運用はするのか。

(吉野企画官) そのとおりである。ただし、安全な運用が重要であるため、資料2-3の10ページ、法律案第14条に積立金の運用方法についての規定を設け、「国債その他経済産業大臣の指定する有価証券の保有」等に制限している。また、その運用による利息については、5ページの第6条に基づき原子炉設置者に戻されることになる。

(前田委員) 資料2-2の①に再処理等の計画を毎年度届け出るとあり、④に積立金の取戻しも大臣の承認を受けた取戻しに関する計画に従うとあるが、「取戻しに関する計画」は「再処理等の計画」に含まれるのか。

(吉野企画官) 別個のものである。

(近藤委員長) この法人は手堅く運用するとしているが、産業界にはもっと早く手元に資金が入ったほうが効率的な運用によって最終的に国民の払う電気代が安くなるようにできるという判断を持つこともあると思うが、取り崩しのタイミングはどのように最適化されているのか。

(吉野企画官) 取り崩しのタイミングは、原子炉設置者の方々からお聞きしたところ、現在は概ね年4回のことである。運用の利回りが高いほど積立金を安くすることができます一方、比較的頻繁に支出があることも事実であり、その辺を研究しながら実際の運用について検討したいと考えている。また、資金管理法人における運用は、運用委員会を設けて専門的な知見を活用することも検討することになると考えている。

(木元委員) 10条からこの資金管理法人がどのようなものか概ね理解できるが、既存の金融機関等からの申請を受けて指定することにより決めるのか。

(吉野企画官) 非営利法人なので、民法法人や中間法人があくまで念頭にある。指定については、申請を受けて行うことになる。

(斎藤委員長代理) 原環センター（原子力環境整備促進・資金管理センター）と同様のものではないか。

(吉野企画官) 一つのイメージではあると思う。

(近藤委員長) 資料2-2の「1. 法律の必要性」に「エネルギー基本計画」及び「原子力委員会新計画策定会議中間とりまとめ」が示されているが、「エネルギー基本計画」は現行長計を踏まえて「我が国としては核燃料サイクル政策を推進することを国の基本的考え方としており」とされた経緯があること、また、「中間とりまとめ」は作業中のもので行政処分の根拠としてはやや弱いことから、原子力委員会としては現行長計を1番目に挙げていただきたいと考える。

続いて、犬塚参事官補佐より資料2－4に基づき説明があり、以下のとおり質疑応答があった。

(前田委員) 2. の「より包括的な制度に整えるものと理解する」はよいと思うが、さらに「バックエンド費用の負担の世代間の公平を図るための適切な措置である」といった文言を委員会の評価として追加するのがよいと思う。また、3. の「一層着実に推進されることを期待する」を「一層計画的かつ着実に推進されることを期待する」とするのがよいと思う。これは、今回の制度創設により、非常に長期間となるバックエンド事業を進めるための財政的な基盤ができたので、それに基づき計画的に進めていけるという意味である。

(近藤委員長) 今回の措置はむしろ発生者責任の明確化であり、世代間の公平の措置には当てはまらないと思う。「発生者がほったらかして後世に負担を残さないように」というPPP(Polluter Pay Principle、汚染者負担の原則)の制度化であると思う。

(前田委員) PPPではあるが、費用が発生するのは後年度だが便益を受けた現世代が払いなさいというのは世代間の公平だと思う。

(近藤委員長) 既に設立された原環センターに加えて今回の法人を設けることにより、より包括的な制度になったという理解を述べるだけでよいと思う。

なお、「費用がきちんと手当てされたことにより、合理的に進めることができる」と考えられるので、ご提案のように計画的という言葉を追加するのはよいと思う。

(前田委員) その時々の電気事業者の経理状況によって左右されるのではなく、費用が別途手当てされるのだから、計画的に進めることができるということである。

(齋藤委員長代理) 最後の行で「状況」が2つ重なっているのが気になる。1つの状況を、例えば「実績、課題等に関し把握するため」と別の言葉に言い換えたほうがよいと思う。

(近藤委員長) 「状況の的確な把握のために」を取って「適宜状況を聴取しのみとしましょう。

(木元委員) 可能であれば文体を「である」ではなく「ですます」調にしたほうがよいと思う。これまでのお役所言葉ではなく、親しみやすくなる。

(近藤委員長) 賛成である。ご異論がなければそのように修正することにし

たい。多にご意見がなければ以上の点について修正し、委員会決定とする。

(4) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案について（経済産業省）

標記の件について、和田政策企画官より資料3-1から3-6に基づき説明があり、以下のとおり質疑応答があった。

(町委員) 1999年にIAEA(国際原子力機関)の核物質防護のガイドラインが出て、今回核物質防護規制が強化されるのは、その間の9・11米国同時多発テロの影響が大きいのか。また、こういった対策は国際的に協力して実施する必要があるが、IAEAの動きはガイドライン止まりなのか、あるいは条約レベルまで行くのか。また、各国はどの程度まで対応しているのか。

(和田政策企画官) 9・11を契機に、特に原子力発電所において、警察が常駐し、海上保安庁の巡視艇が沖合に常駐するといった、防護措置の実質的な強化措置が講じられた。併せて並行的にガイドラインに基づき規制の強化を検討してきた結果、今般措置を講ずるものである。それから、ガイドラインは勧告レベルなので確かに強制力はないが、原子力発電を実施している主要な国々の状況を見ると、概ねここにあるような措置をすでに講じているようである。我が国が主要国の中で一番後方に位置していることは否めないが、今般の措置を講ずることにより国際的なレベルに到達するということである。また、勧告レベルではなく強制力のある条約レベルに向けた動きがあるのかというご質問だが、現在核物質防護条約の改正について各国で検討しており、ガイドラインの内容のかなりの部分が今度の改正条約に盛り込まれる方向で準備されている。

(近藤委員長) この法律の構造についてだが、例えばDBT(設計基礎資料)の位置付けは、許可事項とするのか、認可事項とするのか、その他の扱いとするのか。

(和田政策企画官) DBTはこの法律案には直接出てこない。資料3-5の3ページ、11条の2は、ここでは(略)とされているが、「核物質防護のために事業者は措置を講じなければならない」といったことのみ書かれた条文である。その具体的な内容は、製錬事業者については12条の2以降に書かれているが、その他は、例えば原子炉設置者であれば通商産業省令

である実用炉規則といったように、関係省令に具体的に講ずるべき措置が書かれている。現時点では、この要求事項の最後に「別途国が具体的に示す脅威に対応した措置で無ければならない」といった内容を追加して規定することを考えている。具体的なDBTは、核物質防護機密そのものなので、別途国が作成し、厳重な管理をした上で事業者に通知をする。

(近藤委員長) 原子力委員会が設置許可に関する諮詢を受ける際に気になるのは、核物質防護が、平和の目的以外に利用されないことを担保する極めて重要な要件であるにもかかわらず、許可事項ではないという理由で、これをきちんとするとという約束が申請に見当たらないことである。許可の基準の24条3号の「原子炉を設置するし、その運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること」という要件への適合性の判断においてそのような取組を行える者だと判断したことでもいいが、それもない。今回の改正もそのような手続きの体系の姿をよしとして設計されているが、これを支える理論は何なのかがいつも気になっている。

(和田政策企画官) 事業者が講じる具体的な防護措置が、我々の要求事項に対してどうであるかを審査いただくという法的な枠組みは、白地で考えればありうると思うが、今回はそこまで踏み込まなかつたということ。さらに、DBTだけを敢えて他の防護措置の並びの中で別途の扱いにするはどうかという整理である。

(斎藤委員長代理) 監視装置等は各施設に適切に設けられるが、それらは公開される図面には載らないと解釈してよい。

(和田政策企画官) そのとおりである。

(斎藤委員長代理) 情報の公開、透明性の議論もあるので、その辺もきちんと説明する必要があると思う。また、近藤委員長が指摘した、核物質防護措置を許可か、認可か、どのような分類として規制するかについても、明確に説明できるようにする必要があると思う。

(町委員) クリアランスレベルの導入の必要性はかなり以前から言われてきたが、今回このような制度が導入される背景としては、IAEAの指針が出たとことが大きいのか、あるいは、原子力発電所も寿命を迎えるものが出来始め、東海発電所の解体作業が始まることなど、現実的な必要性が切迫してきたことが大きいのか。

(和田政策企画官) 両方とも理由となっているが、IAEAからクリアランスレベルの指針が出されたことよりも、後者の、東海発電所において実用炉として最初の廃止解体が今後本格化することが非常に大きい理由である。東海発電所の場合、対象となる金属及びコンクリートの量が4.2万トン、

10トントラック4200台分という見通しであるが、この制度がないと放射性廃棄物として管理されながら処分されなければならないところ、この制度により再生利用が可能となり、循環型社会の形成及び資源の有効活用という意味で有意義であると考えている。

(齋藤委員長代理)クリアランスレベル以下になったものを、産業廃棄物業者が素直に受け取るかどうかが問題であると思う。産廃となると担当省が異なるが、国民の立場からは省間で円滑に運用できるよう努力してもらいたい。

(和田政策企画官)国が測定・判断結果を確認してOKになれば原子力安全規制から開放されるので、その後は当該規制庁の所掌ではなく、環境省等、産廃業者の規制に移る。ただし、我々としては、特に制度が社会的に受容されるためにも、安定した運用が重要と考えており、指摘事項についても配慮していきたいと考えている。規制庁が申し上げる話ではないかもしれないが、現在もいずれかの産廃業者がサイト内から出てくる一般的な廃棄物をきちんと搬出をしており、基本的にはそういった業者にこういったクリアランス廃棄物もお願いしていくと伺っている。その点について業者の理解は得ているようである。

(町委員)その点からすれば資料3-2の③の「国による測定・判断結果の確認」が、国民が信頼し、安心するために一番重要なところではないか。

(和田政策企画官)結果の確認については、書類の確認と併せて、國の人間が現地に行き、サンプルを抜き取って測定することも考えている。

続いて、犬塚参事官補佐より資料3-7に基づき説明があり、以下のとおり質疑応答があった。

(近藤委員長)先程の資料2-4と同じく「ですます」調に修正し、また、3.の「枢密な機微情報」は「枢要な機微情報」とするのがよいと思う。

(齋藤委員長代理)1.に「地域社会の理解と支援を得つつ」とあるが、「支援」ではなく「協力」程度にとどめたほうがよいのではないか。

(木元委員)「協力」に比べて「支援」は一步踏み込んだ気がするのでよいと思う。

(近藤委員長)ここはそのまま「支援」とする。それでは必要な修正を行い、委員会決定とする。

(5) その他

- ・事務局より、3月1日（火）に次回定例会議が開催される旨、報告があつた。
- ・事務局より、2月23日（水）に原子力委員会 第19回新計画策定会議が開催される旨、報告があつた。
- ・事務局より、3月2日（水）に原子力委員会 第21回長計についてご意見を聴く会が開催される旨、報告があつた。